

教育職員免許法施行規則（文科省）改正の概要

平成27年12月21日付中央教育審議会答申
「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」

- 教員となる際に必要な最低限の学修が必要であること。
- 実践的指導力の育成のため、教員としての適性を考えさせる機会として、学校現場や教職を体験させる機会の充実を図ること。
- 学校現場の要望に柔軟に対応できるよう、教職課程の大きくくり化を行うとともに、大学の独自性を発揮しやすい制度とすること。



教育職員免許法施行規則の改正

(1) 教育職員免許法施行規則上の科目区分の大きくくり化（第2条第1項の表、第3条第1項の表、第4条第1項の表、第5条第1項の表、第9条の表、第10条の表）

(現 行)

- ①教科に関する科目
- ②教職の意義等に関する科目
- ③教育の基礎理論に関する科目
- ④教育課程及び指導法に関する科目
- ⑤生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
- ⑥教育実習
- ⑦教職実践演習
- ⑧教科又は教職に関する科目



(改正後)

- ①教科又は教科の指導法に関する科目
- ②教育の基礎的理解に関する科目
- ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- ④教育実践に関する科目
- ⑤大学が独自に設定する科目

8科目から5科目に変更

(2) 履修事項の追加等（第2条第1項の表、第3条第1項の表、第4条第1項の表、第5条第1項の表、第9条の表、第10条の表）

①追加された事項

- ・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
- ・ 総合的な学習の時間等の指導法（幼を除く）
- ・ 情報機器及び教材の活用（アクティブ・ラーニング、ICTの活用）
- ・ チーム学校運営への対応
- ・ 学校体験活動（大学の判断で加えることを可能とする）
- ・ 学校安全への対応
- ・ カリキュラム・マネジメント
- ・ キャリア教育（小、中、高）
- ・ 学校と地域との連携

②その他

・ 幼稚園教諭の普通免許状

(旧) 小学校の教科に関する科目（国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育）を修得



領域に関する専門的事項（幼稚園教育要領に定める健康、人間関係、環境、言葉、表現）を修得

・ 小学校教諭の普通免許状 ➡ 教科に関する専門的事項に関する科目に外国語を追加

・ 中学校及び高等学校の普通免許状 ➡ 教科に関する専門的事項に関する科目名を整理

・ 教科又は教職に関する科目 ➡ 大学が独自に設定する科目（第2条第1項備考第14号及び第9条の備考第6号）

施行期日

平成31年4月1日